

「札幌市建築確認申請の手引き2018年版」の修正・改正項目（2022.4）

ページ	修正部分	修正前	修正後
目次 1ページ目	様式関係	(追加)	「(様式-8) 建築基準関係規定チェックリスト」
目次 2ページ目	第2章10	10 採光 他の部屋を介して採光する居室 (追加)	10 他の部屋を介して採光等を確保する居室 ふすま、障子等で仕切られた2室
目次 3ページ目	第2章24	(追加)	24緩和型の地区計画【法68条の5の3、法68条の5の5他】 高度利用型及び街並み誘導型地区計画と建築基準法との関係 (この追加に伴い以降の項番号修正)
1-21	表の最下部	(追加)	「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」の問い合わせ先 北海道農政生産振興局畜産振興課【中】北3条西6丁目 北海道庁 電話 204-5438
1-27	表の最下部	(表中に追記)	「○ 建築基準関係規定チェックリスト(「様式-8」1-68P)」
1-35	【配図図】 3項目	「文字・数字などは大きく(目安:3mm程度以上)明示してください。」	「文字・数字などは大きく(目安:最低6pt/1.2mm程度以上)明示してください。」
1-60	様式2	(注意書き追記)	※既存不適格に該当する場合は、基準時を記載してください。 なお、「基準時」については、施行令第137条を参照して下さい。
1-68	全体	(新設ページ)	(様式-8) 建築基準関係規定チェックリスト
2-11	表1	(字句訂正) 「サウナ室及び住宅の台所に関する防火避難規定上の非居室の取扱い」 「耐火建築物の屋根に設ける修景のための置き屋根の構造」	(字句訂正) 「サウナ室及び住宅の台所に関する防火避難規定上の非居室扱い」 「耐火建築物の屋上に設ける修景のための置き屋根の構造」
2-13 ~2-20	表4~16	防避解掲載ページの番号の改訂 備考欄の防避解参照ページの改訂	防避解掲載ページの番号の改訂 備考欄の防避解参照ページの改訂 (建築物の防火避難規定の解説2016 第2版のページに対応)
2-27	1段落目の後	(文言追加)	「なお、本基準の適用にあたっては、事前に建築確認の申請先と協議すること。」
2-28	表1	「※1 台所及び便所等があるものは、用途上不可分とはならない。」	「※1 誰れに台所及び便所等があるものは、用途上不可分とはならない。」
2-31	表	添付図書「その他」の行削除	添付図書「確認申請図書の写し」「確認申請書の副本」の行を追加
2-37	タイトル	10 採光 他の部屋を介して採光する居室	10 他の部屋を介して採光等を確保する居室 ふすま、障子等で仕切られた2室
2-51	※3	「防避解P232を参照」	「防避解P236を参照」
2-74	(11)	「建築物が冬至日における午前9時から午後3時までの30分ごと(第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域については、1時間ごと)に測定水平面上に生じる全日影の形状を图示する。」	「建築物が冬至日における午前9時から午後3時までの30分ごとに測定水平面上に生じる全日影の形状を图示する。」
2-75	日影図例	(更新)	(更新)
2-76	表	緯度は度分表記 方位角は度(小数)表記 (新設ページ)	度分表記と度(小数)表記を併記
2-80-1	全体	(新設ページ)	24緩和型の地区計画【法68条の5の3、法68条の5の5他】 高度利用型及び街並み誘導型地区計画と建築基準法との関係
2-81 ~2-95	項番号	項番号24~33	項番号25~34
2-117	用語解説(3)	例追加	「ウ 塀、フェンス」
2-145	①(4)	「(4)幅員の算定の例外」	「※」
2-148	②	(追記)	「(法第68条の8、地区計画条例第9条第4項)」

